

多度津町農業委員会議事録

令和元年5月17日午前8時56分より午前9時39分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	秋山	義充
職務代理者（2番）	土田	敏雄
職務代理者（3番）	大山	島弘
4番委員	山崎	義行
5番委員	斯波	明美
6番委員	塩入	明彦
7番委員	香川	篤篤
8番委員	亀山	均均
9番委員	大谷	泰則
10番委員	三野	敏彦
11番委員	横關	幹夫
12番委員	矢野	和幸
13番委員	松浦	俊正
14番委員	中村	稔稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家	徹
2番委員	塚本	繁造
3番委員	大西	和芳
4番委員	山地	正夫
5番委員	松岡	安男
6番委員	篠原	壽雄
7番委員	村井	文数
8番委員	松井	求求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	亀山	佳久
農地係長	吉田	清司
主事	西岡	知美

審 議 内 容

- 事務局長 おはようございます。
皆さんおそろいになりましたので、ただいまより令和元年5月多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
それでは、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会長 おはようございます。
風薫る5月といいますか、初夏ということですが、夏日、真夏日と、早やそういう報道もございますが、麦のほうもええあんに色づきまして、収穫作業に入れとると周りはお聞きいたします。また、早いところでは中山間、特に中山間は田植えが大分進んでいるようでございます。そういう中、委員の皆様方には何かとご多用の中、非常に忙しくなる時期でございますが、ご出席いただきまして御礼申し上げます。
農政のほうも、農業会議等々で最近話題になっているのはやっぱり、先月も触れさせてもらいましたが、農地の集積率の必須業務、28年度の委員会法の改正に伴う必須業務ということで、最近はそういう話題が多いようでございます。皆さんとともに取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。
それでは、早速ではございますが開会いたしたいと思います。よろしく願いいたします。
- 事務局長 ありがとうございます。
本会議の成立についてですが、出席委員は14名全員ご出席いただいておりますので、多度津町農業委員会規則第6条の規定にあります過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。
次に、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていきますので、秋山会長にお願いしたいと思います。
- 議長 それでは、進めさせていただきます。
まず、例によりまして署名委員のほうでございますが、6番の塩入委員さんと7番の香川委員さん、よろしく願いいたします。
それから、議案に入ります前に、昨日の小委員会の報告のほうを、中村さん、よろしく願いいたします。
- 14番委員 おはようございます。
それでは、昨日の小委員会の報告のほうをさせていただきます。
小委員会は、昨日この場所で9時から開催されました。出席者は、秋山会長さん、土田副会長さん、大島副会長さん、篠原推進委員さん、そして私。それで事務局のほうからは亀山事務局長さん、吉田さん、西岡

さんの計8名で行いました。まず最初に、現地調査ということで、議案第2号、議案第3号に関係する2カ所の土地の調査に参りました。現地では、吉田さんのほうから説明を受けまして、行った委員さんのほうで検討をさせていただきました。その結果、2つの土地とも特段問題はないのではないだろうかという結論に至っております。現地調査のほうを終えて帰ってきてからは、きょうの議題全てについて事務局のほうから説明を受け、みんなで審議いたしました。審議した結果、ほかの議案についても特段問題はないのではないだろうかということになっております。きょう更にこの後皆さんで審議のほうをお願いいたしたいと思えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移りたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。よろしく願いいたします。

事務局

議案第1号をごらんください。

【議案第1号1番から4番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番と2番、3番と4番につきましては、香川県農地機構を通して契約していたものを解約しました。いずれも転用という理由ですが、申請はまだ出ておらず、今後申請が出てくる予定です。

以上です。

議長

第1号議案は報告案件ということで、ご理解いただきたいと思えます。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

ここで議案書の訂正をお願いします。

番号1番の権利区分の欄に「所有権移転売買」とありますが、今回売買代金は発生しておりませんので、「売買」の記載を削除してください。大変申しわけございません。議案書の訂正をよろしく願いいたします。

では、議案第2号をごらんください。

【議案第2号1番から2番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番につきましては、譲り渡し人は相手方の要望としており、譲り受け人は土地の交換となります。まだ申請が出てきておりませんが、農地法第5条にて、●●●●の農地を●●●●が貸し駐車場に転用予定のため、自己所有農地が減らないように今回の申請地を取得したいとのこと。また、面積につきましては現時点では

下限面積を満たしておりませんが、議案第4号19番の利用権設定にて農地を借り、3,000平米を超える予定となっております。また、番号1番について吉田のほうから説明がございます。

事務局

お手元に黄色と青色で着色している農振除外申請の資料をお配りしております。こちらをごらんください。

先ほどの第3条、番号1番の譲り渡し人●●●●、譲り受け人●●●●●●●●について、譲り受け理由の欄に土地の交換がありますが、そのことについて説明いたします。

先ほどの黄色と青色で着色しているのは、先月4月申請の農振除外申請の案件です。この黄色に着色しているのは、●●の土地を使って●●が板金工場を営むという申請です。

次に、青色に着色しているのは、●●●●の土地を●●が譲り受け、●●が●●に工場の駐車場として貸すという案件です。それで、工場用地の農振除外を受けるためには、青色の欄の●●●●の土地を●●の●●●●が譲り受けることが条件となり、そこで土地の交換として、先ほどの議案第2号、番号1番の●●●●の同等の面積を●●●●へ渡すことになりました。●●●●が●●●●から譲り受けることが工場を建てる条件となり、そこで工場の農振除外の申請が通ると農政課と協議ができました。まず農振除外につきましては4月に申請があり、次に5月申請で、第3条で土地の交換という形で●●●●から●●●●、次に6月申請で工場用地と貸し駐車場の農地転用が出ます。今のところ許可見込みで全て進んでおりますので、事務局としては特段問題ないのかなと思います。

こちらからは以上です。

事務局

続きまして、番号2番につきましては、譲り渡し人は農業を廃止としており、譲り受け人は経営規模の拡大となります。

以上2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

1番は、事務局から説明がございました。皆さんのほうから何かご意見、ご質問等がございましたらご発言いただきたい。

ちょっと新しい形というんか、県の農政課と相談して勉強してという

形になつとるんですけど。ご理解いただけたかなと思うんですけども。

ええですか。私らは、現場に行つて見とるからわかるけど。

8番委員

話が複雑過ぎて。

議長

そうそう。これは担当、松井さんかな。

推8番委員

そうですね。

議長

松井さんからもちよつと、地元から何かあつたほうがわかりやすいかもわからん、吉田君の説明で十分かと思うんやけど。

推8番委員

もう事務局の説明のとおりですんで。

議長

そうよな。事務局はええ説明をしてくれたと思うけど、現場へ行つとる、現場へ行った人は、きのうの小委員会のメンバーはようわかるけど。

事務局

農振除外をする条件の一つで、異種目接続。申請地以外に田以外の土地がどこに接してしているかというのが問題がありまして、その工場用地のところにつきましては、向かいの県道しか接してないんです。県道の1辺しか接していないので、農政課のほうはだめだということだったんです。それがこの黄色の申請地のところなんです。この青の申請地につきましては、工場用地の横にあるんですが、その青が取得することによって、この青も東側に宅地があるんです。宅地と県道に2辺接しているという形で、農政課はそれならもういたし方ないだろうということになりまして、こういうふうな形をとりました。

推2番委員

県道に接してなかったら、許可にならんの。

事務局

いや、県道は1辺だけなんです。

推2番委員

1辺だけだったらいかんの。

職務代理者(2番)

だったらだめ。

事務局

いや、2辺以上。

推2番委員

だめなんな。

事務局

県道と宅地に接しているとか、宅地に2辺接しているとか、宅地に囲まれてるとか。この●●●●さんのこの工場を建てようとしてるところは、向かいの県道に1辺しか接していないんです。周りは田に囲まれているんです。農政課としたら、そこが転用になればどんどん宅地化が進んでいくので、まずはそこは除外できませんよと、これがスタートしたんです。

12番委員

ちよつと絵を描いて説明してくれ。

事務局

そうですね。描きましょう。

議長

1種農地は割とな。

だけん、分家やそういうのはしやすいけど、こういうのは。だけど、まあまあ案件ごとに相談してくれたら大体はいけるんです。理由づけは

それなりにできる。1種農地は言わざるを得ん。

それともう一つは、私も現場でちょっと言うたんは、交換してというんがあるやろ。交換してすぐにとか。

4番委員

その分が今の。

議長

うん。交換してすぐにはそれは。

4番委員

天霧団地のほうへ行く角のところやのう、交換する分がのう。

議長

この機会にいろいろな勉強をしとったほうがええわ。

事務局

この赤で斜線しているところが、工場用地として申請しているところ
です。この農地につきましては、これは県道です。先ほど私が言うたの
は、農振除外の条件として、申請地に対して異種目接続、どこと接して
いるかというのが問題でして、ここも田んぼ、ここも田、こちらは…。

議長

倉庫があったな。

事務局

ここも畑。ちょっと下に倉庫があるんです。

議長

ああ、それが倉庫かな。

事務局

この工場用地を農振除外するためには、田に囲まれているんです。県
道しか接していないので、まずは除外できなかつたんですが、この畑を
取得することによって。

議長

畑。

事務局

はい。畑地があるんです。

議長

田。田と違うん。

推8番委員

田です。

事務局

田です。

4番委員

舎園場にしとるだけやが、田や、地目は。

事務局

この2つを申請することによって、県道と宅地、この2辺が接してい
ると。この事業自体は工場と駐車場が一体物ですよという捉え方でして、
じゃあここに道があるんですが、これはセンターラインのない町道なん
です。これがセンターラインのある町道やったら、もう無条件で多分建
つ予定だったんですが、単なる細い道というふうな捉え方です。

議長

あれは何メートルやったんかな。普通4メートルか4.5やったら、
4.5以上やったらいけると見とるんやが。

職務代理者(3番)

ないない。

事務局

町道ですが、センターラインがないんで。

4番委員

4メートル弱やもん。

議長

弱やろう。

事務局

見た目は弱でないか。

議長

2間以上というたら、4.5というんがあるけんな。

4 番委員 そうそう。

職務代理者(3番) 川を蓋しとんじゃ。

4 番委員 おお。ほなきんのう、弱や。全部で3. 5ぐらいや。

事務局 一応、農政課とも協議を重ねた結果、この工場用地と横の駐車場を取得することによって、一体の工事としたら、県道と宅地に接しているから除外はできると。この倉庫が、これが通常の住宅でしたら良かったのかなと思います。いける可能性はあったんですが、これはもう農業用倉庫、たしか緑色の屋根やったと思うんですけども。

4 番委員 スレートの家。

事務局 スレートです。

議長 そこで1つ確認したいのが、農政課が言うのは工場やからということを言いよんやろう。

事務局 そうです。

議長 2辺でなけりゃあ、それは普通の住宅やったらいけると違うん。

事務局 最近では住宅もだんだん難しくなってるんですが、こういう工場など事業物は特に難しくなってますので。

議長 ああ、そうなん。

事務局 事業物でしたら、もう2辺というのは必須になっております。そこで、ここは田に囲まれて県道しか接していないので、これはだめですよということになってます。

議長 やっぱり、宅地やったらいけるやろう。いや、住宅やったら。

事務局 ここが住宅でしたら。

議長 県道1本でもいけるやろう。

事務局 はい。ここが住宅予定やったら、可能性はありました。

議長 それと、今言うのは2辺というのは県の指導やということやろう。

事務局 指導というか、県下統一で決めてます。

議長 県下で決めとるんや。

事務局 農振除外を乱発にしないために、いろいろ要件を厳しくして。

議長 まあ指導で、それでいきましょうと。

事務局 はい。

推2番委員 センターラインのない道はアウトということやな。

事務局 今のところはアウトですけども。

議長 これだけはセンターラインがあるの云々じゃなくてな。4. 5メートルというんが大体基準になるんよ、公衆用道路。

推7番委員 例えば、県道の工場申請地の3メートルの道が例えば細いから、信号のあるなしは別にして、手前30メートルぐらいを拡張しとった場合は

どんなになるん。

事務局 ここですかね。

推7番委員 うんうん。

議長 その分、どこを拡張。

事務局 南北です。

推7番委員 南北というか。

事務局 ここを拡張しとったらいいです。

議長 途中でどこかを拡張しとるといふ。

推7番委員 途中でいうか、県道からの入り口、奥は細いけど手前を5メートルとか6メートルの道にして、出入りするのに広げとったとしたときに、道と2面が接するといふときはどうなるの。

事務局 基本はその国道、県道。

議長 多分いけるわ、それだったら。

事務局 国道、県道、河川、鉄道とかなんですが、そういう広いところでそういうセンターラインがあるとかでしたらいけるのかなと思いますが、当然申請物なので、確実にできるとは僕はちょっと言えませんし。

議長 そういうことや。もう1筆、案件ごとに、ケース・バイ・ケースがあるといふて。

事務局 その都度、やはり農政課のほうと。

議長 もう相談せな。

事務局 相談しなければ、ここが宅地化になればどんどん進んでいって、農地がなくなっていくのがやっぱり懸念されるので、まずそういう厳しい条件をクリアしていくことが大事ですね。

議長 ケース・バイ・ケースですな。多分いける。

職務代理者(2番) 工場用地を、こっち側の道が狭い、だから工場用地で道を広げるから除外申請をさせてくれといふふうなんは通るかな。

議長 おお、いけるわ、それは。

職務代理者(2番) 県道からの出入りを、県道の通行を妨げるきに自分のところで引いて道にしとくきに、そこから出入りするようになる。道を広げるからといふのでは通らん。

事務局 自分の土地ではなくて、そこが公道ですか。

職務代理者(2番) 公道にするか、公衆用道路で誰でも使えるようにしとければ。

事務局 可能性はある。

職務代理者(2番) 道としてオーケーになるでしょう。

事務局 はい。多分いけるんでないのかなとちょっと見えてきますね。

議長 ほんだけど、確認な。

- 事務局 多分、恐らくいけるんじゃないかと思います。その都度相談していた
だいて。
- 職務代理人(2番) 結局、交換の土地がなかったら、そうせざるを得んやないんですかね。
- 事務局 そうです。
- 職務代理人(2番) そこが土地があるきに。自分のところをいっぱいいっぱい工場にして、
こっち側は駐車場にというような話で。
- 事務局 今回は、所有者である●●●●さんが、今おっしゃったように土地を
持ってたので交換ということが出てきたんですが、持ってない方でした
らちょっとなかなか難しかったのかなと思いますが。
- 議長 ほかに皆さんのほうからございませんか。
(なし の声あり)
- 議案 それでは、2号議案を許可することにご異議ございませんか。
(異議なし の声あり)
- 議長 議案第2号は異議なしということで、承認といたします。
続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請につい
てを議題といたします。
- 事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。
【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】
番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。
農地の区分と目的につきましては、農地法の用途地域内であることか
ら、第3種農地であると判断しております。転用理由として駐車場とな
っておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判
断しております。
その他の基準についてですが、工事着工は令和元年7月1日、工事完
了が令和元年12月31日の予定となっておりますので、転用の確実性は
認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で1,568万円と
なっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,
000平米以上のため、開発許可の協議に該当いたしますが、今回は露
天駐車場のため該当いたしません。
以上1件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではな
いと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺
の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えて
おります。
以上です。
- 議長 塩入さんかな。
- 6番委員 はい。

議長 話はあったん。
6 番委員 話があって、ちゃんと現地も確認してます。
議長 それで、確認も来たん。
6 番委員 はい、しました。●さんという人が、何歳かな、もう七十二、三になる方かな。結婚もしてなくて、●●さんもおらんし●●もおらんということで、最近ちょっと体の調子が悪くなったというんで施設へ入ってしもうたんですよ。その人が元気なときは草を刈ったりなんかしよったんやけど、かなり大分荒れとったんです。

議長 荒れとったのう。
6 番委員 それでその土地は、●さんの下に●●という人が10年ぐらい前に借りてつくりよった土地なんでね。●さんが、はっきり言うて●さんのほうがちょっと●●が出てきよんですわ、土地の持ち主がね。もうそんなになったら、●さんか●さんがおるんだけど、それが売れ売れということになって、隣にちょっと解体業か何かしよる業者がおるんですけど、そこが駐車場にしたいという話があって、買いたいということで話がまとまったようです。

それでここ、その下に●●さんという方も売るようになって、入っていく通路が、東の端に丸亀の市道があるんです、そこから入りたいということで、そのために●●さんの土地も早く、それを買って駐車場にして、だけでも全体が1反5畝ぐらいあるんかな、全部は買えなので、残り南側かな、そこをまず●●さんというのが買うという、まあ嫌々やと思うんやけども買うという格好で、●●さんはかなりの年で、実際農業ができるんかどうかというところまでできてますんで、頑張っって買うてくれるんやなということで。

ということで、うちのほうとしては、あの辺あたりが割とさっぱりするからええんでないかなと思うんですけども。

議長 そうですな。
6 番委員 そういうことで、地元のほうもちゃんと見てますから。
議長 ということでございます。皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたら。

(なし の声あり)

議長 特段ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 なしということで、議案第3号を承認といたします。
続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事

務局お願いします。

事務局

議案書の5ページから11ページの両面印刷をごらんください。

多度津町長より、農用地利用集積計画の決定を求められています。全部で32件、5万1,064.80平米の申請があり、全て使用貸借権の設定になります。内訳としては、更新が14件、2万4,805.80平米、新規が18件、2万6,259平米になります。

以上、32件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。

補足といたしまして、議案書9ページ23番から11ページ32番については、次の議案第5号の農用地利用配分計画に関連しております。

以上です。

議長

議案第4号、いかがでしょうか。

(なし の声あり)

議長

特段ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なし。異議なしという発言がございましたので、議案第4号を承認といたします。

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員さん一時退席をお願いします。

(●●委員退席)

事務局

ここで議案書の訂正をお願いいたします。

13ページ12番から15番の香川県農地機構を通して●●●●から●●●●へ貸借をする設定について、期間が「31年6月28日からH41年5月31日まで」となっておりますが、正しくは「H37年5月31日」です。申しわけございません。議案書の訂正をよろしく願いいたします。

では、議案書の12ページから15ページの両面印刷をごらんください。

農地中間管理事業の資料となっております。農地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することになっております。香川県農地機構から、右側の欄に記されている借り手へ貸し付けをいたします。農業委員会の承認を得ますと、5月21日より公告縦覧となります。

補足といたしまして、期間の欄が平成のHで表記されておりますが、

この資料はまだ元号改正がされていない4月に作成されたものであり、その場合平成の表記で構わないということでもありますので、農地機構の集積員が提出してくれたままで今回議案として上げさせていただいております。

また、番号26番、27番につきましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借り手のみの変更申請となります。土地所有者である貸し手から香川県農地機構への貸借は継続したままで、香川県農地機構から借り手への貸借は、耕作者を変更して貸借を設定するということになります。

以上です。

- 議長 ●●●は三野さん。西白方かな。
- 10番委員 はい。
- 議長 これは新しいん。出よったん。
新規就農やろう。
- 10番委員 いや、新規じゃないです。
- 4番委員 ないけど、ようけ借りかけたんのう。
- 議長 それと、これは認定農業者とは違うん。
- 事務局 認定農業者だと思います。
- 10番委員 いや。認定までいってないと思うんだけど。
- 4番委員 最近、方々で借りかけたんのう、ほんでこれは、今2件、奥で今度借りようになつとろう、これ。
- 議長 今回の。
- 4番委員 おう。●●●●が戻したんや。ちょっと住民とトラブルを起こしての。
- 議長 ああ、そうなん。
- 4番委員 それで、誰ぞ奥でおらんかと言うて、もう内情を言うてしたら、あそこへ言うたらわ、と言うたら西白方の、機構が言うての。それでこの間トラクターを使うて、来てしよったわ。
- 議長 いや、それは結構なこっちゃ。ほんだけど、顔が出てこんけん。三野さんところの近くか。
- 10番委員 うん。
- 議長 ほんで、今言いよんは、三野さんは違うと言うけど、西岡さんは認定農業者やと言うとる。
- 事務局 ちょっと確認します。
- 7番委員 いや、認定農業者はまだ持ってないです。
- 事務局 済いません。
- 議長 取ってない。

7番委員 この人は●●●●●●に行きよった人です。

議長 ああ、そうなん。

4番委員 方々で最近借ってしようるのう。

7番委員 ほんで、高松のほうをやめてから仕事に行きよったんやけど、今度やめて農業をするということで、私のところに相談があったんや、どないしたらええんやろうかと。

議長 ああ、そうですか。年は。

7番委員 年は私よりか2つ上です。

議長 ああ、そうなん。

7番委員 だけん、70かな、ほんだけん。70か71ぐらいになるかな。

議長 皆さんのほうから何かご意見等がございましたら。
(なし の声あり)

議長 特段ございませんか。
(異議なし の声あり)

議長 ないようでございましたら、議案第5号を承認といたします。
(●●委員着席)

議長 そしたら、次は報告案件ということで、その他、事務局お願いいたします。

事務局 今月は事務局のほうから特にご報告はありませんが、本日の定例会終了後に、来年度令和2年7月に予定されております農業委員さん、推進委員さんの改選に関する協議について少しご相談させていただきたいと思っておりますので、会終了後10分ほどお時間をいただきたいと思います。
続きまして、来月の予定についてご報告いたします。
6月の小委員会は、19日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員さんは4番の山崎委員さん、推進委員さんは7番の村井委員さんをお願いしたいと思います。
定例会は、6月21日、金曜日の午前9時から同じくこちらの第1会議室で行います。署名委員さんは、8番の亀山委員さん、9番の大谷委員さん、10番の三野委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。
事務局からは以上です。

議長 本日予定していました次第は以上でございます。
全体を通しまして、皆さんのほうから何かご意見、質問等、何でも結構です。何かございましたらご発言を。
(なし の声あり)

議長 特段ないようですね。ないようでございましたら、これで閉会したい

と思います。どうも長時間ありがとうございました。